

岩倉市在住の非課税世帯等の妊婦さん対象

低所得妊婦の初回産科受診料の一部を助成します。

【対象者】

● 次の①～④を満たす人

- ①生活保護世帯または、市民税非課税世帯の人
- ②受診時及び申請時に岩倉市に住民票を有する人
- ③医療機関と市との情報共有に同意する人
- ④市販の妊娠検査薬で陽性を確認した人

【対象となる費用及び助成額】

●対象費用 医療機関にて妊娠判定に要した診察料、検査費

※保険診療分は対象外です。

※市販の妊娠検査薬購入費等は対象外です。

●助成額 1件あたり上限1万円

※妊娠届出1回ごとに1件とします。妊娠判定のために複数回受診した場合は、併せて1件として申請してください。

【申請の流れ】

- (1)市販の妊娠検査薬で妊娠を確認したうえで産科医療機関を受診し、一旦受診料を支払います。
- (2)申請書類を揃え保健センターに申請してください。
- (3)指定の口座に振り込みます。

【申請方法】

●申請時期 申請期限は受診日から6か月以内です。

●申請書類

- ・低所得妊婦初回産科受診料助成申請書兼請求書
- ・医療機関の領収書（原本）及び診療明細書
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・口座情報がわかるもの（通帳またはキャッシュカードなど）の写し

※1月1日時点で岩倉市以外に住民登録がある場合は、課税証明書が必要です。



【申請及び問合せ先】 岩倉市健康課（保健センター） 電話(0587)-37-3511